

シンガポールにおける問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	輸入関税分類HSコード解釈の相違	・中国当局と同一製品のHSコードに関して見解が異なっているものがあり、実務上困っている。 (継続)	・HSコードの統一。	・ http://fta.mofcom.gov.cn/topic/ensingapore.shtml
	日機輸	(2)	TPP協定の暫定案文のISDS条項に対する懸念	・TPP協定の暫定案文第9章(投資章)にあるISDS条項(Investor-State Dispute Settlement Clause:投資家対国家間の紛争解決条項)により、TPP参加国とのビジネスにおける偏った訴訟リスクの懸念がある。	・ISDS条項に対する再検討。	・TPP協定の暫定案文
	日機輸	(3)	TPP先行きの不透明	・米国の離脱により、TPPの先行きは不透明となった。サービスを含めた商流へのシンガポールが受けるはずだった恩恵が無くなる。 (継続)	・シンガポールはRCEPなど他の経済連携協定への模索を更に図るべき。	・ https://ustr.gov/tpp/
				(対応) ・2018年3月8日、TPP11署名。		
	日機輸	(4)	FTA原産地証明の通関手続の煩雑	・FTA締結国(韓国)向け輸出のFTAの原産地証明にかかる税関手続きが複雑で遅れが出ている。 (継続)	・手続きの迅速化。	・Refer to Singapore Customs website at http://www.customs.gov.sg
	日機輸	(5)	戦略商品の輸出事前承認の申請期限	・戦略商品の輸出(トランジット含む)に際して5実働日前までの承認申請が求められている。 (継続)	・承認申請の提出期限の緩和(5-2実働日)。	・Strategic Goods (Control) Act or SGCA http://www.customs.gov.sg/businesses/strategic-goods-control/permit-and-registration-requirements/individual-permit-export-transit-shipment-and-transit
日機輸 JEITA	(6)	輸出管理該非判定情報取得の煩雑	・同じワッセナー等のリストを使いつつ、微妙に適用方法や適用時期が国ごとに異なる。よって国境を越えるたびに新たな該非判定情報が必要となるというのが負担。 (継続)	・国をまたがる、ワッセナー基準での該非判定情報の整備。(例えば、CISTECのグローバル版)	・Security Trade Controlの国際基準への統一化。	
			・シンガポールのSecurity Trade Controlのリスト品目の該非基準が、日米やヨーロッパと多少異なる。そのため、日本から非該当として輸出した品目であっても、シンガポールから輸出する際には該当となることがある(その逆のケースもある)。その結果、シンガポールで独自に該非判定作業が必要となる。 こうした手間を回避するため、Security Trade Controlに該当する恐れのある製品は、シンガポールからの輸出が生じない物流ルートを利用している。物流ハブとして高い機能を有するシンガポールが使えないのは、商物流網構築の足かせとなる。 (継続)			

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
16 雇用	日機輸	(1)	シンガポール人優先雇用政策と外国人労働者の雇用規制	・シンガポール政府は特に外国人の「専門家」の入国を優遇しているが、外国人労働者の入国については厳格化している。シンガポールにおける生産拠点は熟練労働者の確保が困難になりつつある。 (継続、要望追加)	・製造業の企業がマレーシアや中国に限らず、ミャンマーやインドからの労働者を雇用することを許容すること。 ・各企業の雇用環境に基づき、外国人労働者への徴税を軽減する。 ・製造業に対しFCF適用を緩和する。	http://www.mom.gov.sg/employment-practices/fair-consideration-framework/Pages/fair-consideration-framework.aspx ・人材省	
	日機輸			・FCF(Fair Consideration Framework)規制により熟練外国人労働者の雇用が困難かつコスト増。 (継続)	・製造業に対しFCF適用を緩和する。		
	日機輸			・シンガポール人に対して公平な雇用の機会を与えることを使用者に義務付ける新規制として、2014年8月にFair Consideration Framework (FCF)が導入された。外国人のEmployment passを申請する際に、シンガポール人向けの求人データベースに最低14営業日にわたり求人広告を出すことが義務付けられた。 (継続、要望変更)	・義務を撤廃して頂きたい。		
	日機輸			・シンガポールの若者は製造業での従事を好まず、年配労働者も減少している。そのため外国人労働者に頼らざるを得ないが政府の外国人労働者規制によりコストアップとなっている。労働者の高齢化と外国人労働者に対する規制のため、労働力の不足は深刻化している。 (継続)	・シンガポール人が製造業やエンジニアリングに魅力を感じるような労働施策。		http://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-worker
	日機輸			・シンガポール政府は外国人労働者への規制を強めており、熟練労働者の不足が深刻。結果として企業の人件費の負担も肥大化している。 (継続)	・外国人労働者の雇用規制の弾力化。		
	日機輸			・外国人の労働ビザ(EP)発給対象給与水準が切り上げられ、採用が難しくなっている(22歳有名大学卒=最も基準が緩い=が、2017年1月から最低3,600SGD/月)。シンガポール人の労働市場は常に供給がタイトで、政府の賃金高め誘導もあり質とコストが見合わなくなりつつある	・シンガポールの優位性のひとつである人材の多様性・競争力が低下しないよう、さらなる引き上げや規制は行わない(慎重に検討する)ようにして頂きたい		・ < 準拠法 > Employment of Foreign Manpower (Work Passes) Regulations 2012 Section 6 Employment Pass ・ < 規則・運用 > Ministry of Manpower http://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/employment-pass https://services.mom.gov.sg/sat/satservlet

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	日鉄連	(2)	就労ビザ発給の厳格化	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年より、シンガポール人の雇用促進及び役職の高度化を狙って政府が外国人就労ビザ（以下、EP: Employment Pass）発給を厳格化。EP発給を管轄するMinistry of Manpower（以下MOM）は、外国人比率の高い企業を「Whatchlist企業（＝ブラックリスト）」として認定し、外国人に対するEPの発給を滞らせた。（Whatchlist企業となった場合、従来はEP申請から2週間ほどで取得出来たが6ヵ月程掛かるケースもあり。）当社も2016年12月～2017年10月までWatchlist企業と認定された。現在は、シンガポール人の雇用促進やインターンの受け入れなどを実施する事でWatchlist企業から除外されたものの、明確な除外理由が不明なため現在も不安な状況が継続。 ・将来、専門職や管理職の3分の2をシンガポール人労働者とすることを目標としたシンガポール政府による「Strong Singaporean Core」政策の推進やFair Consideration Frameworkの導入により、EP発行が近年厳格化されており、本社からの駐在員派遣が困難となる可能性が高まっている。当社についてはまだEP発行が制限されるまでには至っていないものの、同業他社では既に制限されているところもあり、一度ウォッチリストに掲載されると人事ローテーションに支障をきたす可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・EPの円滑な支給。 ・或いは、Watchlist企業となることやWatchlistから除外される為の諸条件（外国人比率%等）ルールの明確化。 ・本社員の派遣については人材バンクによる求人が集まった人材での代替は困難であり、左記政策の対象からは外して欲しい。 	・Fair Consideration Framework
	日機輸	(3)	帯同配偶者のビザの申請手続の煩雑	<ul style="list-style-type: none"> ・家族帯同時、配偶者のビザ申請用に卒業証明書が求められる場合がある。（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ・帯同家族のビザなので本人ビザをもとに発行頂く事を要請したい。 	
	日機輸	(4)	家族帯同条件	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年1月より、労働許可（Working Pass）を持っている外国人が家族をシンガポールへ帯同するのに月収6,000SGD以上でないといけない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当要件を撤廃して頂きたい。 	・人材省
	日機輸	(5)	外国人労働者の国籍の限定	<ul style="list-style-type: none"> ・製造分野における外国人労働者は中国、香港、マカオ、台湾、韓国、マレーシアに限定されているが、これらの国からの労働者のコストは現地の労働者より高い。（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業の企業に対し、タイ、インド、ミャンマー、フィリピン、インドネシア、バングラデシュからのより安い労働力の利用を許容すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・http://www.mom.gov.sg/foreign-manpower/passes-visas/work-permit-fw/before-you-apply/Pages/manufacturing-sector.aspx#dependency
	JTA	(6)	人件費の高騰	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費が高騰。マレーシアやインドからの就労ビザ取得者を一部雇用し一部改善。 		
	知的財産制度運用	日機輸	(1)	不明確な第一国特許出願義務の法令規定	<ul style="list-style-type: none"> ・現地開発ニーズが高まる新興国において、当該国における第一国出願義務が法令で規定されている国が依然として多いが、その法令が明確でないため、有効な知的財産権の確保が困難な場合がある。また、多数国間にまたがる研究開発活動が必要とされる今日、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される。（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一国出願義務の緩和撤廃、又は法令条文の明確な規定をお願いしたい。 ・多数国間での取り決めなどにより、国を跨る研究開発への第一国出願義務の適用緩和などを推進していただきたい。

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
23 諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸	(1)	申請書類作成の煩雑さ	・新製品、開発製品をシンガポールで実証実験するため持ち込む際、NEA(環境省)およびIMDA(情報通信省)に申請書類を提出しているが、統一された規定がなく、追加資料の要求が次々と来る状態である。担当者により、要求内容も異なり、多大な時間を費やしている。	・申請手続きを明確に規定して頂き、ホームページ上で開示して頂きたい。	
26 その他	JEITA	(1)	ヘイズ(煙害)被害の深刻化	・インドネシアによる焼き畑等が原因となり、シンガポールまで煙が流れてくることで生じるヘイズ(煙害)であるが、酷いときは息苦しさや眩暈、喘息を催すケースもあり、深刻な環境問題を引き起こしている。幸い、2017年は風向きのおかげでヘイズの状況は一昨年よりもマシであったが、根本的な解決はされていない。 (継続)	・インドネシア政府との折衝。 ・環境問題に対する真摯な対応を求めている。	